

「知的財産紛争への国際仲裁・調停の活用- SEP(標準必須特許)・FRANDを含む世界的・包括的解決への戦略 -」の開催について

概要

東京国際知的財産仲裁センター(IACT(アイアクト))、日本国際紛争解決センター(JIDRC)、京都国際調停センター(JIMC-Kyoto)が開設され、政府を含めて、国際的な知財紛争解決の迅速・効果的な手段として日本をプラットフォームとするADRの活用が現実的なオプションとして注目されています。国際的なビジネスを行う企業にとって、普及とともに紛争が増加している標準必須特許(SEP)・FRAND条件等を含む知的財産紛争を、どこで(管轄・場所)、何法を使って(準拠法)、どのようなルールとシステムによって解決し、場合によっては早期に和解に持ちこめるかが、喫緊の課題です。日本企業は、顧問弁護士、インハウスも含めて、仲裁と調停の区別、組み合わせの活用等、必ずしも理解が浸透していません。

本セミナーでは、実践的かつ具体的なケースを題材として、国境をまたぐ知財紛争解決方法について、実務的な観点から解説するだけでなく、仲裁・調停条項のドラフトの方法も検討し、具体的なノウハウと戦略を提示します。

ぜひ、多くの皆様にご参加いただけることを期待しております。

日時

2020年2月14日(金) 14:00~17:30

場所

JA 共済ビル カンファレンスホール
東京都千代田区平河町 2-7-9 JA 共済ビル1階

講師・パネリスト

元米国連邦巡回控訴裁判所(CAFC)長官、IACT 会長 Randall R. Rader 氏

IACT CEO 東京大学教授・信州大学教授 玉井克哉 氏

日本仲裁人協会常務理事、英国仲裁人協会上級仲裁人 高取芳宏 弁護士

オリック・ヘリントン・アンド・サトクリフ LLP Jay Jurata 米国弁護士

阿部・井窪・片山法律事務所 マネージング・パートナー 片山英二 弁護士

長島・大野・常松法律事務所 パートナー、ICC 国際仲裁裁判所副所長 小原淳見 弁護士

言語

英語・日本語(同時通訳あり)

参加費

無料

定員

250名 申込先着順

申込方法

特設ホームページにて申込み受付

<http://sepdispute2020.jp/>

主催

特許庁、東京国際知的財産仲裁センター(IACT)、英国仲裁人協会日本支部(CI Arb. Japan Chapter)、オリック東京法律事務所・外国法共同事業

後援

内閣府知的財産戦略推進事務局、法務省、日本商事仲裁協会(JCAA)、ICC国際仲裁裁判所、京都国際調停センター(JIMC)、Silicon Valley Arbitration & Mediation Center (SVAMC)、長島・大野・常松法律事務所、阿部・井窪・片山法律事務所、日本組織内弁護士協会(JILA)、一般社団法人 日本経済団体連合会、日本商工会議所、東京商工会議所

=====問合せ先=====

特許庁総務部総務課

電話:03-3581-1101 内線 2106

FAX:03-3593-2397

=====